○環境省令第二号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、元号を改める政令の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

環境大臣　原田　義昭

元号を改める政令の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（国立公園集団施設地区等管理規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「平成」を削る。

一　国立公園集団施設地区等管理規則（昭和二十八年厚生省令第四十九号）別記様式第一から別記様式第四まで

二　国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）別記様式第一及び別記様式第二

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「平成」を削る。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）様式第二号の十三、様式第二号の十五、様式第三号、様式第五号の五、様式第十一号、様式第十七号及び様式第三十五号

二　公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和四十九年総理府令第六十四号）様式第一号から第六号まで

三　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）様式第一及び様式第二

四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成十八年環境省令第二十四号）様式第一号

五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成二十九年環境省令第十三号）様式第一号

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に、「平成　　年度」を「　　年度」に改める。

様式第二号から様式第八号までの様式中「平成」を削る。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「明治・大正
昭和・平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に、「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。